

平成 18 年 8 月 11 日
福島県生活環境部原子力安全グループ

「原子力発電施設に対する検査制度の改善について（案）」
に対する意見について

原子力安全・保安院は、平成17年11月に「総合資源エネルギー調査会
原子力安全・保安部会 検査の在り方に関する検討会」を再開し、今後の原子
力発電施設に対する検査制度の在り方について検討を実施し、このほど、同検
討会の検討を踏まえ、原子力安全・保安院として、検査制度の課題と今後の改
善の方向性をとりまとめ、「原子力発電施設に対する検査制度の改善について
（案）」としてその内容を公表するとともに、意見公募を行いました。

県は、本日、別紙のとおり、原子力安全・保安院に「原子力発電施設に対
する検査制度の改善について（案）」に対する意見を提出しましたのでお知ら
せします。

（担当 原子力安全グループ 電話024-521-7252 内線2800）

「原子力発電施設に対する検査制度の改善について（案）」に対する意見

1 原子炉停止間隔 を個別プラント毎に定めるとしているが、結果として、現行の定期検査間隔の延長につながるものであれば、立地地域を始め、国民の安全・安心の確保の観点から極めて疑問である。

【意見の内容】

原子炉停止間隔を個別プラント毎に定めることは、結果として、現行の13か月と定められている定期検査間隔が延長されていくことにつながるのではないかと懸念されている。

個々のプラント毎の保全活動や運転中、停止中を通じた保全活動の充実を進め、安全性、信頼性の維持・向上を図ることは、原子炉停止間隔を延長することを必ずしも必要とするものではない。原子力政策大綱において、原子力の研究、開発及び利用を推進するに当たっては安全の確保が全てに優先されるべきことを徹底することが求められている中で、原子炉停止間隔の延長に、安全確保上どのような利点があるのか明確にされていない。

原子力政策大綱に示された出力増強、定期検査の柔軟化や長期サイクル運転による設備利用率向上等により既設原子力発電施設の高度利用を図っていくことについては、高経年プラントが増加していく中で、安全確保より経済性や運転効率を優先するものではないかと懸念されているところであり、今回の制度改正が、現行の定期検査間隔の延長につながるものであれば、立地地域を始め、国民の安全・安心の確保の観点から極めて疑問である。

【該当箇所】

< 8 ページ . 今後の検査制度の改善の方向性

(3)「保全プログラムに対する事前確認」>

原子炉の起動から停止までの期間（以下「原子炉停止間隔」といいます。）については、事業者が策定する「保全プログラム」の基本的事項において定められることが適当です。すなわち、各プラントの機器・システムのそれぞれの点検方法や頻度は、従来の時間計画保全に加えて状態監視保全を考慮した上で、「保全プログラム」の中に定められることとなります。これを踏まえて、原子炉停止毎に点検を行う必要のある原子炉格納容器等の機器・システムの最短の点検間隔により原子炉停止間隔が定められ、「保全プログラム」の基本的事項の中に定められることとなります。

2 原子炉停止間隔 等の重要な事項の決定を第一義的には事業者に委ねているが、国の主体的な対応を明確にし、真に責任を持って安全確保を図っていくべきである。

【意見の内容】

国は、原子炉停止間隔等の重要事項の決定や技術的な指針の整備を事業者等に委ねるとともに、事業者に対しては、機器・系統毎の点検間隔の見直しに係る厳格な評価や原子炉点検間隔等の変更についての慎重な取組みを求めているが、国の主体的な対応については明確にされていない。国自身が、真に責任を持って、しっかりと事業者をチェックし、安全確保を図っていくことが必要ではないか。

原子炉停止間隔：原子炉の起動から停止までの期間

【該当箇所】

< 7 ページ . 今後の検査制度の改善の方向性

(2) 技術的な指針等の整備 >

現段階では、機器・系統後との点検方法、頻度等を選定することやこれらを変更することに対する技術的な指針等が整備されていないことから、・・・今後、早急に、学協会を中心に「保全プログラム」の充実に向けた規格・基準、技術的な指針の整備を進めることが重要です。

< 8 ページ . 今後の検査制度の改善の方向性

(3) 「保全プログラムに対する事前確認」等 >

原子炉の起動から停止までの期間（以下「原子炉停止間隔」といいます。）については、事業者が策定する「保全プログラム」の基本的事項において定められることが適当です。

こうした機器・系統毎の点検間隔の見直しに際し、その妥当性を評価する基準の策定に当たっては、事業者に対し、点検前データの取得・評価の方法などを含めた厳格な評価を求めることが必要です。

また、事業者が現行の原子炉停止間隔を変更しようとする場合には、間隔を段階的に変更していく等慎重な取組みを求めることが必要です。

3 高経年プラントの増加を踏まえ、運転中、停止中を通じた保全の充実を進めていくために、検査体制の強化を図る必要があることを明確にすべきではないか。

【意見の内容】

検査制度の充実・強化については、検査官の育成の在り方について検討すると示されているが、「検査体制の強化」については、具体的に示されていない。

今後の高経年プラントの増加を踏まえ、個別プラント毎にきめ細かな対応を行い、停止中、運転中を通じた保全を充実させていくためには、更なる検査体制の強化を図る必要があることを明確にすべきではないか。

【該当箇所】

< 1 ページ . はじめに >

原子力安全・保安院は、上記の状況を踏まえ、原子力安全規制の根幹である検査制度について、より充実・強化する必要がある。

< 4 ページ . 現行の検査制度の課題

1 . プラント毎の保全活動の充実 >

全てのプラントに対しほぼ一律に検査を行っているため、個々のプラント毎の特性に応じたきめ細かい検査を実施することが困難な状況にあります。

事業者に対し、高経年化対策を講じることを義務づける前の段階から、日常的に、プラント毎の特性を踏まえた保全活動を充実することを求めるための検査制度の導入が課題となっています。

< 5 ページ . 現行の検査制度の課題

2 . 保安活動における安全確保の一層の徹底 >

運転中か停止中かを問わず、事業者における安全確保を一層徹底させるための検査制度の導入が課題となっています。

< 13 ページ V . 今後の取組み >

検査制度を実施する上で、国としても、検査を実施する組織としての十分な力量を維持し、向上させていくことが引き続き求められるところであり、検査官の育成の在り方について、併せて検討していくことが必要です。

4 原子力安全・保安院は、検査制度の改正について、平成20年度からの実施を目途としているが、十分な技術的検討を行い、立地地域をはじめ国民に丁寧に説明し、理解を得るなど、慎重に対応すべきでないか。

【意見の内容】

平成15年10月の新たな定期検査制度の導入の際は、規制側、事業者側も十分な準備がなく、現場の混乱、負担増を招いたとされており、現時点においても、その影響を受けて、現場管理の改善が課題となっている状況にある。

今回の検査制度の改正については、平成20年度からの実施を目途としているが、事業者においては、これから、保全プログラム作成に必要なデータ採取・蓄積を行っていくこととしているものもあり、国においても、ガイドライン等、技術的基盤の整備を可能な限り速やかに行うことが必要とされている状況にある等、技術的検討、実務的な準備の期間が十分確保されているとは言えないのではないか。

国は、新たな検査制度の導入に当たっては、十分な技術的検討を行い、立地地域をはじめ国民に丁寧に説明し、理解を得るなど、慎重に対応すべきでないか。

【指摘箇所】

< 7 ページ . 今後の検査制度の改善の方向性 (2) 技術的な指針等の整備 >

現段階では、機器・系統毎の点検方法、頻度等を選定することやこれらを変更することに対する技術的な指針等が整備されていないことから、・・・今後、早急に、学協会を中心に、「保全プログラム」の充実に向けた規格・基準、技術的な指針の整備を進めることが求められます。

< 13 ページ V . 今後の取組み >

検査制度の改善のための制度改正については、できるだけ速やかに行うことが求められます。他方、改善した制度を実施するに当たっては、一定の準備期間が必要であると考えられることから、平成20年度からの実施を目途とすることが考えられます。

また、改善した制度を実施するために必要となる「保全プログラム」の策定、安全確保上の重要な行為の特定、根本原因分析の実施などに必要な規格・基準、ガイドライン、指針などの技術的基盤の整備については、可能な限り速やかに行うことが必要です。